

令和2年2月3日

# 令和2年登米市議会定例会 2月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番



諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	すずき やすこ 鈴木 泰子
住所	登米市東和町
職業	農業

諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6号第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	おのでら ふみあき 小野寺 文晃
住所	登米市石越町
職業	宮城県臨時職員

議案第 4 号	令和元年度登米市一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 5 号	令和元年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 6 号	令和元年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 7 号	令和元年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 8 号	令和元年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 9 号	令和元年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 10 号	令和元年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 11 号	令和元年度登米市水道事業会計補正予算（第 5 号）
議案第 12 号	令和元年度登米市病院事業会計補正予算（第 6 号）
議案第 13 号	令和元年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 4 号）

本案は、議案第 4 号令和元年度登米市一般会計補正予算（第 7 号）から議案第 13 号令和元年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 4 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2 億 7,814 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 494 億 4,927 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、災害廃棄物処理事業 2 億 91 万円、病院事業会計への繰出金 1 億 5,848 万円などを増額する一方、新クリーンセンター整備事業 2 億 3,662 万円、市道整備事業 1 億 1,523 万円などを減額して計上しております。

歳入では、地方交付税 1 億 3,890 万円、災害廃棄物処理事業費補助金など国庫支出金 1 億 7,291 万円などを増額する一方、市税 7,967 万円、財政調整基金などの繰入金 2 億 4,184 万円、市債 3 億 9,890 万円などを減額して計上しております。

また、継続費補正として追加 1 件、変更 4 件、繰越明許費 18 件、債務負担行為補正として追加 75 件、変更 2 件、地方債補正として追加 1 件、変更 20 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で保険給付費 3,851 万円などの増額と債務負担行為補正として追加 1 件を、後期高齢者医療特別会計の歳出で後期高齢者医療広域連合納付金 516 万円の増額などと債務負担行為 1 件を、介護保険特別会計の歳出で保険給付費 1,836 万円などの増額と債務負担行為 1 件を、土地取得特別会計の歳出で土地開発基金への繰出金 235 万円の増額などを計上しております。

下水道事業特別会計の歳出では、下水道施設整備費 8,527 万円などの減額と繰越明許費 2 件、債務負担行為補正として追加 1 件、地方債補正として追加 1 件、変更 3 件を、宅地造成事業特別会計の歳出で土地取得特別会計などへの繰出金 345 万円を増額して計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、営業費用 8,440 万円、建設改良費 3 億 6,483 万円などの減額と、営業外費用 2,659 万円などを増額するほか、債務負担行為補正として追加 4 件、企業債補正として変更 4 件、たな卸資産購入限度額を減額して計上しております。

病院事業会計では、医業収益 1 億 7,501 万円、医業費用 1 億 2,521 万円などの減額と、特別利益 1 億 5,081 万円、特別損失 1 億 3,022 万円などを増額するほか、継続費補正として変更 1 件、債務負担行為補正として追加 2 件、企業債補正として変更 1 件、たな卸資産購入限度額を減額して計上しております。

老人保健施設事業会計では、事業収益 1,648 万円の減額、事業費用 248 万円の増額などのほか、債務負担行為として追加 1 件、たな卸資産購入限度額を増額して計上しております。

議案第 14 号	令和 2 年度登米市一般会計予算
議案第 15 号	令和 2 年度登米市国民健康保険特別会計予算
議案第 16 号	令和 2 年度登米市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 17 号	令和 2 年度登米市介護保険特別会計予算
議案第 18 号	令和 2 年度登米市土地取得特別会計予算
議案第 19 号	令和 2 年度登米市宅地造成事業特別会計予算
議案第 20 号	令和 2 年度登米市水道事業会計予算
議案第 21 号	令和 2 年度登米市下水道事業会計予算
議案第 22 号	令和 2 年度登米市病院事業会計予算
議案第 23 号	令和 2 年度登米市老人保健施設事業会計予算

(別冊)

議案第24号	登米市印鑑条例の一部を改正する条例について
--------	-----------------------

本案は、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長通知）の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人に係る印鑑登録申請の受付ができることとされたため、本条例の一部を改正するものであります。  
（新旧対照表10ページ）

議案第25号	登米市監査委員条例の一部を改正する条例
--------	---------------------

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、総務大臣の示す指針に沿った監査基準の策定が義務付けられたことにより、策定中の登米市監査基準との調整が必要となったこと等から、本条例の一部を改正するものであります。  
（新旧対照表12ページ）

議案第26号	登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
--------	------------------------------------

本案は、職員の不妊治療を理由とする離職防止を目的に、仕事と不妊治療の両立ができるよう新たに不妊治療休暇を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。  
（新旧対照表14ページ）

議案第27号	登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
--------	---

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による会計年度任用職員制度の導入に伴い、対象職員の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。  
（新旧対照表16ページ）

議案第28号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について
--------	------------------------

本案は、高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第188号）が令和元年12月18日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の標準額が定められたことから、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表18ページ）

議案第29号	登米市基金条例の一部を改正する条例について
--------	-----------------------

本案は、国民健康保険の県単位化によって、市が支出する保険給付費の全額が県交付金として交付されることとなり、登米市国民健康保険事業財政調整基金を当該保険給付費の財源に充てる必要がなくなったことから設置の目的を改めるとともに、登米市特定農山村総合支援基金及び登米市懐古館運営基金の活用が終了したことにより、当該基金を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表20ページ）

議案第30号	登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について
--------	--------------------------

本案は、市立幼稚園及び保育所の再編統合による教育と保育の一体的な提供を目的に、つやま幼稚園を廃止し民営による認定こども園に移行するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表24ページ）

議案第31号	登米市教育研究所の一部を改正する条例について
--------	------------------------

本案は、学校教育支援体制の見直しに伴い、児童生徒の学力向上に重点を置くため、登米市教育研究所の事業を見直すとともに、名称を「登米市教育支援センター」に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表25ページ）

議案第32号	登米市敬老祝金等条例の一部を改正する条例について
--------	--------------------------

本案は、近年の高齢社会に対応した敬老祝金制度を持続可能なものとするため、本条例の一部を改正するものであります。(新旧対照表 26 ページ)

議案第33号	登米市道路占用料条例の一部を改正する条例について
--------	--------------------------

本案は、道路法施行令(昭和27年政令第479号)の一部を改正する政令(令和元年政令第112号)が令和元年9月27日に公布され、令和2年4月1日に施行されることから、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 28 ページ)

議案第34号	登米市都市公園条例の一部を改正する条例について
--------	-------------------------

本案は、準用している登米市道路占用料条例(平成17年登米市条例第198号)の一部改正に伴い、都市公園の使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 35 ページ)

議案第35号	登米市適応指導教室条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------

本案は、学校教育支援体制の見直しに伴い、児童生徒の不登校対策に重点を置くため、心のケアハウスとの連携強化に向けて、登米市適応指導教室を移転するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 39 ページ)

議案第36号	登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------

本案は、財政健全化中期行動計画に基づき、持続可能な制度に見直しするとともに、要件緩和による市内企業への支援強化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 40 ページ)

議案第 37 号	指定管理者の指定について（とよま観光物産センター、春蘭亭、登米寺池城址公園、登米駒つなぎの広場及び歴史資料館）
議案第 38 号	指定管理者の指定について（米山産地形成促進施設及び米山西野農村公園）
議案第 39 号	指定管理者の指定について（豊里地域産物活用施設）
議案第 40 号	指定管理者の指定について（津山木工加工研修施設）
議案第 41 号	指定管理者の指定について（長沼フートピア公園）
議案第 42 号	指定管理者の指定について（東和物産館及び東和活性化施設）
議案第 43 号	指定管理者の指定について（もくもくランド）
議案第 44 号	指定管理者の指定について（登米市道の駅三滝堂地域活性化施設）

本案は、議案第 37 号指定管理者の指定（とよま観光物産センター、春蘭亭、登米寺池城址公園、登米駒つなぎの広場及び歴史資料館）から議案第 44 号指定管理者の指定（登米市道の駅三滝堂地域活性化施設）まで、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び各施設の設置条例の規定によりその管理を行わせる団体を指定するにあたり、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 45 号	市道路線の認定について
----------	-------------

本案は、本町 7 号線ほか 2 路線の市道路線認定を行うに当たり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 46 号	令和元年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について
----------	----------------------------

本案は、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金をもって補填するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。



申請者に係る次に掲げる事項を登録する。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_がされて

いる場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に  
通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(4)～(7) (略)

第7条～第18条 (略)

申請者に係る次に掲げる事項を登録する。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6

条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定

の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)

をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされて  
いる場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に  
通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(4)～(7) (略)

第7条～第18条 (略)

登米市監査委員条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第5条 (略)  <u>(随時監査等)</u></p> <p>第6条 監査委員は、<u>法第199条第2項、第5項、第7項若しくは第235条の2第2項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第27条の2第1項</u>の規定により監査を行うときは、監査を行う日前7日までにその日を市長及びその他監査を受けるものに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別な事情のあるときは、その限りではない。            (請求又は要求に基づく<u>監査</u>)</p> <p>第7条 監査委員は、<u>法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、第243条の2の2第3項又は地公企法第27条の2第1項若しくは第34条</u>の規定により監査_____の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 前項の監査_____を行うときは、監査_____を行う日前7日までにその日時を市長及び関係機関その他監査を受けるものに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別な事情のあるときは、その限りではない。</p> <p>第8条・第9条 (略)            (決算・証書類等の審査)</p> <p>第10条 法第233条第2項及び第241条第5項、<u>地公企法</u></p>	<p>第1条～第5条 (略)  <u>(随時監査)</u></p> <p>第6条 監査委員は、<u>法第199条第2項及び第5項若しくは第7項又は第235条の2第2項</u>_____の規定により監査を行うときは、監査を行う日前7日までにその日を市長及びその他監査を受けるものに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別な事情のあるときは、その限りではない。            (請求又は要求に基づく<u>監査等</u>)</p> <p>第7条 監査委員は、<u>法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の2第3項</u>_____の規定により監査又は<u>検査</u>の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 前項の監査又は<u>検査</u>を行うときは、監査又は<u>検査</u>を行う日前7日までにその日時を市長及び関係機関その他監査を受けるものに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別な事情のあるときは、その限りではない。</p> <p>第8条・第9条 (略)            (決算・証書類等の審査)</p> <p>第10条 法第233条第2項、<u>法第241条第5項、地方公営企業法（昭和</u></p>

第30条第2項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による決算及び証書類等の審査は、市長からその審査を求められたときに行う。

（職員の賠償責任の監査）

第11条 法第243条の2の2第3項又は地公企法第34条の規定による監査を求められたときは、60日以内に決定又は意見を市長に報告しなければならない。

（公告及び公表）

第12条 （略）

（委任）

第13条 （略）

27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第30条第2項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による決算及び証書類等の審査は、市長からその審査を求められたときに行う。

2 監査委員は、前項の規定による審査を終了したときは、その意見書を市長に提出しなければならない。

（財政援助団体及び指定金融機関の監査）

第11条 法第199条第7項、第235条の2第2項及び地公企法第27条の2第1項の規定による監査を行うときは、あらかじめ市長又は関係機関に通知しなければならない。

2 会計管理者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の4第1項の規定により指定金融機関の公金の状況を検査したときは、速やかに監査委員にその旨を報告しなければならない。

3 地公企法第7条に定める管理者は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第1項の規定により出納取扱金融機関の公金の状況を検査したときは、速やかに監査委員にその旨を報告しなければならない。

（職員の賠償責任の監査）

第12条 法第243条の2第3項 の規定による監査を求められたときは、60日以内に決定又は意見を市長に報告しなければならない。

（公告及び公表）

第13条 （略）

（委任）

第14条 （略）

議案第26号関係

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第10条 (略) (休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間、不妊治療休暇及び組合休暇とする。</u></p> <p>第12条～第15条 (略) (介護時間)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前条第3項の規定は、介護時間について準用する。</u></p> <p><u>(不妊治療休暇)</u></p> <p>第15条の3 <u>不妊治療休暇は、規則で定める職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>不妊治療休暇の期間は、1回の申請につき、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 <u>第15条第3項の規定は、不妊治療休暇について準用する。</u> (病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び不妊治療休暇の承認)</p> <p>第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇、<u>介護時間及び不妊治療休暇</u>については、規則の定めるところにより、</p>	<p>第1条～第10条 (略) (休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇とする。</p> <p>第12条～第15条 (略) (介護時間)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>介護時間については、登米市職員の給与に関する条例(平成17年登米市条例第58号)第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び<u>介護時間</u>の承認)</p> <p>第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び<u>介護時間</u>については、規則の定めるところにより、</p>

任命権者の承認を受けなければならない。  
第17条～第19条 (略)

任命権者の承認を受けなければならない。  
第17条～第19条 (略)

議案第27号関係

登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第2条の2 (略)</p> <p>(実施機関)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたものと認定される災害が発生した場合には、その災害が<u>公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める。</u></p> <p>第5条の2～第11条 (略)</p> <p>(遺族補償年金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の障害等級に該当する障害</p>	<p>第1条～第2条の2 (略)</p> <p>(実施機関)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたものと認定される災害が発生した場合には、その災害が<u>公務上の</u>ものであるかどうかを認定し、<u>公務上の</u>ものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第5条の2～第11条 (略)</p> <p>(遺族補償年金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の障害等級に該当する障害</p>

の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度  
の心身の故障による障害の状態であること。

2～4 (略)

第13条～第19条 (略)

(報告、出頭等)

第20条 (略)

2 前項の規定により出頭した者は、規則で定めるところにより、旅費  
を受けることができる。

第21条～第22条の2 (略)

(委任)

第23条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

第24条 (略)

の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度  
の\_\_\_\_\_障害の状態であること。

2～4 (略)

第13条～第19条 (略)

(報告、出頭等)

第20条 (略)

2 前項の規定により出頭した者は、条例で定めるところにより、旅費  
を受けることができる。

第21条～第22条の2 (略)

(委任)

第23条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

第24条 (略)



	に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ右欄に定める金額				に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ右欄に定める金額		
(略)				(略)			

登米市基金条例 新旧対照表

第1条関係（登米市基金条例の一部改正）

改正案			現 行		
第1条・第2条（略） （積立基金の設置等）			第1条・第2条（略） （積立基金の設置等）		
第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
	(略)			(略)	
(13) 登米市国民健康保険事業財政調整基金	保険税率 の引上げを緩和するときの財源、その他保健事業等に要する費用に充てる。	国民健康保険事業特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額	(13) 登米市国民健康保険事業財政調整基金	<u>医療費の増嵩により保険給付費に不足が生じたときの財源、保険料率の引上げを緩和するときの財源、その他保健事業等に要する費用に充てる。</u>	国民健康保険事業特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額
	(略)			(略)	
2・3（略）			2・3（略）		
第4条～第9条（略）			第4条～第9条（略）		

第2条関係（登米市基金条例の一部改正）

改正案			現行		
第1条・第2条（略） （積立基金の設置等） 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第1条・第2条（略） （積立基金の設置等） 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(略)			(略)		
(4) 登米市地域福祉基金	地域福祉の充実、社会福祉の基盤整備に充てる。	市長が定める額	(4) 登米市特定農山村総合支援基金	農林業の活性化を図る。	市長が定める額
(5) 登米市教育施設整備基金	学校教育施設及び社会教育施設の整備に充てる。	市長が定める額	(5) 登米市地域福祉基金	地域福祉の充実、社会福祉の基盤整備に充てる。	市長が定める額
(6) 登米市立学校校舎建設基金	旧登米町の学校校舎の建設資金に充てる。	市長が定める額	(6) 登米市教育施設整備基金	学校教育施設及び社会教育施設の整備に充てる。	市長が定める額
(7) 登米市知的障害児通園施設運営基金	知的障害児通園施設の運営資金に充てる。	市長が定める額	(7) 登米市立学校校舎建設基金	旧登米町の学校校舎の建設資金に充てる。	市長が定める額
			(8) 登米市懐古館運営基金	懐古館運営の財源に充てる。	市長が定める額
			(9) 登米市知的障害児通園施設運営基金	知的障害児通園施設の運営資金に充てる。	市長が定める額

(8) 登米市ふるさと基金	活力あふれる地域づくりを推進する。	市長が定める額	(10) 登米市ふるさと基金	活力あふれる地域づくりを推進する。	市長が定める額
(9) 登米市介護保険事業財政調整基金	介護保険事業の財政の健全な運営を図る。	介護保険特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額	(11) 登米市介護保険事業財政調整基金	介護保険事業の財政の健全な運営を図る。	介護保険特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額
(10) 登米市国民健康保険事業財政調整基金	保険税率の引上げを緩和するときの財源、その他保健事業等に要する費用に充てる。	国民健康保険事業特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額	(12) 登米市国民健康保険事業財政調整基金	保険税率の引上げを緩和するときの財源、その他保健事業等に要する費用に充てる。	国民健康保険事業特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額
(11) 登米市仮屋排水機場施設改修基金	施設の整備及び更新に要する経費に充てる。	市長が定める額	(13) 登米市仮屋排水機場施設改修基金	施設の整備及び更新に要する経費に充てる。	市長が定める額
(12) 登米市地域医療体制整備基金	地域医療体制の整備及び充実に要する経費に充てる。	市長が定める額	(14) 登米市地域医療体制整備基金	地域医療体制の整備及び充実に要する経費に充てる。	市長が定める額
(13) 登米市ふるさと応援基金	登米市ふるさと応援寄附金条例（平成20年登米市条例第58号）第2条に規定する寄附事業の経費に充てる。	市長が定める額	(15) 登米市ふるさと応援基金	登米市ふるさと応援寄附金条例（平成20年登米市条例第58号）第2条に規定する寄附事業の経費に充てる。	市長が定める額
(14) 登米市定住促進住宅整備基金	登米市定住促進住宅の整備に充てる。	市長が定める額	(16) 登米市定住促進住宅整備基金	登米市定住促進住宅の整備に充てる。	市長が定める額
(15) 登米市公共	公共施設その他の施設	市長が定める額	(17) 登米市公共	公共施設その他の施設	市長が定める額

施設等維持補修基金	の維持補修等に要する経費に充てる。		施設等維持補修基金	の維持補修等に要する経費に充てる。	
(16) 登米市農業集落排水事業運営基金	農業集落排水処理施設の運営資金に充てる。	市長が定める額	(18) 登米市農業集落排水事業運営基金	農業集落排水処理施設の運営資金に充てる。	市長が定める額
(17) 登米市東日本大震災復興交付金基金	東日本大震災復興交付金事業に要する経費に充てる。	市長が定める額	(19) 登米市東日本大震災復興交付金基金	東日本大震災復興交付金事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
(18) 登米市未来のまちづくり推進基金	協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てる。	市長が定める額	(20) 登米市未来のまちづくり推進基金	協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てる。	市長が定める額
(19) 上杉文庫基金	上杉恭弘及び医療法人恭謹会からの篤志寄附を元に児童生徒の学習効果を高めるため、小学校及び中学校用図書の充実を図る。	市長が定める額	(21) 上杉文庫基金	上杉恭弘及び医療法人恭謹会からの篤志寄附を元に児童生徒の学習効果を高めるため、小学校及び中学校用図書の充実を図る。	市長が定める額
(20) 登米市森林環境整備基金	森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく森林の整備及びその促進を図る。	市長が定める額	(22) 登米市森林環境整備基金	森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく森林の整備及びその促進を図る。	市長が定める額
2・3 (略) 第4条～第9条 (略)			2・3 (略) 第4条～第9条 (略)		

登米市立学校設置条例 新旧対照表

改正案		現行	
第1条 (略) (名称及び位置)		第1条 (略) (名称及び位置)	
第2条 (略) (1)・(2) (略)		第2条 (略) (1)・(2) (略)	
(3) 幼稚園		(3) 幼稚園	
名称	位置	名称	位置
新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地 4	新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地 4
北方幼稚園	登米市迫町北方字富永109番地 2	北方幼稚園	登米市迫町北方字富永109番地 2
中田幼稚園	登米市中田町宝江新井田字要害 3 番地 1	中田幼稚園	登米市中田町宝江新井田字要害 3 番地 1
豊里幼稚園	登米市豊里町小口前41番地 1	豊里幼稚園	登米市豊里町小口前41番地 1
米山東幼稚園	登米市米山町字桜岡鈴根11番地 1	米山東幼稚園	登米市米山町字桜岡鈴根11番地 1
米山西幼稚園	登米市米山町中津山字清水24番地 1	米山西幼稚園	登米市米山町中津山字清水24番地 1
石越幼稚園	登米市石越町北郷字長根136番地	石越幼稚園	登米市石越町北郷字長根136番地
南方幼稚園	登米市南方町山成95番地 6	南方幼稚園	登米市南方町山成95番地 6
東郷幼稚園	登米市南方町堂池218番地 1	東郷幼稚園	登米市南方町堂池218番地 1
		<u>つやま幼稚園</u>	<u>登米市津山町柳津字形沼 9 番地 2</u>

登米市教育研究所条例 新旧対照表

改 正 案	現 行								
<p style="text-align: center;"><u>登米市教育支援センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び第31条第2項の規定に基づき、<u>登米市教育支援センター</u>（以下「<u>教育支援センター</u>」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>教育支援センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>登米市教育支援センタ</u> ー</td> <td style="text-align: center;">登米市迫町佐沼字袋向150番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第3条 <u>教育支援センター</u>に所長その他の職員を置くことができる。</p> <p>第4条 (略)</p>	名称	位置	<u>登米市教育支援センタ</u> ー	登米市迫町佐沼字袋向150番地1	<p style="text-align: center;"><u>登米市教育研究所条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び第31条第2項の規定に基づき、<u>登米市教育研究所</u>（以下「<u>教育研究所</u>」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>教育研究所</u>の _____ 名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>登米市教育研究所</u> _____</td> <td style="text-align: center;">登米市迫町佐沼字袋向150番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第3条 <u>教育研究所</u> _____ に所長その他の職員を置くことができる。</p> <p>第4条 (略)</p>	名称	位置	<u>登米市教育研究所</u> _____	登米市迫町佐沼字袋向150番地1
名称	位置								
<u>登米市教育支援センタ</u> ー	登米市迫町佐沼字袋向150番地1								
名称	位置								
<u>登米市教育研究所</u> _____	登米市迫町佐沼字袋向150番地1								

登米市敬老祝金等条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略) (受給資格)</p> <p>第2条 祝金は_____、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている<u>者のうち</u>、当該年度中に95歳又は100歳に達する者であって、次の各号に掲げる要件に該当するものに支給する。</p> <p>(1) <u>95歳 当該年度の9月1日において、市内に引き続き5年以上住所を有する者</u></p> <p>(2) <u>100歳 当該年度の誕生日において、市内に引き続き10年以上住所を有する者</u></p> <p>(祝金の支給額)</p> <p>第3条 祝金の支給額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>95歳 20,000円</u></p> <p>(2) <u>100歳 100,000円</u></p> <p>(祝金の支給時期)</p> <p>第4条 祝金は、毎年9月に支給する。ただし、<u>第2条第2号</u>に該当する者についてはその者の誕生日に支給することができる。</p>	<p>第1条 (略) (受給資格)</p> <p>第2条 祝金は、<u>9月1日現在において</u>、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている<u>者で</u>____、当該年度中に<u>次条の年齢に到達する者</u> _____に支給する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次条第4号に掲げる者については、誕生日をもって受給資格者とする。</u></p> <p>(祝金の支給額)</p> <p>第3条 祝金の支給額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>満90歳の者 1人 20,000円</u></p> <p>(2) <u>満95歳の者 1人 30,000円</u></p> <p>(3) <u>満99歳の者 1人 50,000円</u></p> <p>(4) <u>満100歳の者 1人 100,000円</u></p> <p>(5) <u>満101歳以上の者 1人 50,000円</u></p> <p>(祝金の支給時期)</p> <p>第4条 祝金は、毎年9月に支給する。ただし、<u>第2条第2項</u>に該当する者についてはその者の誕生日に支給することができる。</p>

第5条～第7条 (略)

第5条～第7条 (略)

登米市道路占用料条例 新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第7条 (略) 別表 (第2条関係)				第1条～第7条 (略) 別表 (第2条関係)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	<u>380</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	<u>300</u>
	第2種電柱	1年	<u>580</u>		第2種電柱	1年	<u>470</u>
	第3種電柱		<u>780</u>		第3種電柱		<u>630</u>
	第1種電話柱		<u>340</u>		第1種電話柱		<u>270</u>
	第2種電話柱		<u>540</u>		第2種電話柱		<u>440</u>
	第3種電話柱		<u>740</u>		第3種電話柱		<u>600</u>
	その他の柱類		<u>34</u>		その他の柱類		<u>27</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき		3		共架電線その他上空に設ける線類
	地下に設ける電線その他の線類	1年	2		地下に設ける電線その他の線類	1年	2
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>330</u>		路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>270</u>
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>200</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>160</u>		

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>680</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>540</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>280</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>230</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>680</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>540</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>14</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>11</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>20</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>16</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>30</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>24</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>41</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>33</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>61</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>49</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>81</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>65</u>

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>140</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>110</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>200</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>160</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>410</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>330</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>680</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>540</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	<u>時価に0.005を乗じて得た額</u>	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	<u>時価に0.005を乗じて得た額</u>
		階数が2のもの	<u>時価に0.008を乗じて得た額</u>			階数が2のもの	<u>時価に0.008を乗じて得た額</u>
		階数が3以上のもの	<u>時価に0.01を乗じて得た額</u>			階数が3以上のもの	<u>時価に0.01を乗じて得た額</u>
	上空に設ける通路		<u>330</u>		上空に設ける通路		<u>340</u>
	地下に設ける通路		<u>200</u>		地下に設ける通路		<u>200</u>
	その他のもの		<u>680</u>		その他のもの		<u>540</u>
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		7	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの
	その他のもの	占用面積1	67		その他のもの	占用面積1	67

			平方メートルにつき1月					平方メートルにつき1月	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670	
	標識		1本につき1年	540	標識		1本につき1年	440	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7	
		その他のもの	1本につき1月	67		その他のもの	1本につき1月	67	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1	67		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1	67	

			月				月		
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	670		アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	670
		その他のもの		330			その他のもの		340
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1		680	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1		540
令第7条第3号に掲げる施設		平方メートルにつき1年		時価に0.03 3を乗じて 得た額	令第7条第3号に掲げる施設		平方メートルにつき1年		時価に0.03 4を乗じて 得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		67	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				68	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				54
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.02 3を乗じて 得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.02 4を乗じて 得た額
	上空に設けるもの			時価に0.02 3を乗じて 得た額		上空に設けるもの			時価に0.02 4を乗じて 得た額
	地下（トンネルの上の地下を除	階数が1のもの		時価に0.00 5を乗じて 得た額		地下（トンネルの上の地下を除	階数が1のもの		時価に0.00 5を乗じて 得た額

	く。)に設けるもの	階数が2のもの	時価に0.008を乗じて得た額		く。)に設けるもの	階数が2のもの	時価に0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	時価に0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの	時価に0.01を乗じて得た額
	その他のもの		時価に <u>0.033</u> を乗じて得た額		その他のもの		時価に <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		時価に <u>0.023</u> を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物		時価に <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの		時価に <u>0.016</u> を乗じて得た額		その他のもの		時価に <u>0.017</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		時価に <u>0.023</u> を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		時価に <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの		時価に <u>0.016</u> を乗じて得た額		その他のもの		時価に <u>0.017</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		時価に <u>0.023</u> を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		時価に <u>0.024</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		時価に <u>0.023</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		時価に <u>0.024</u> を乗じて得た額

	その他のもの	得た額 時価に <u>0.03</u> 3を乗じて 得た額		その他のもの	得た額 時価に <u>0.03</u> 4を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具		時価に <u>0.03</u> 3を乗じて 得た額	令第7条第12号に掲げる器具		時価に <u>0.03</u> 4を乗じて 得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	時価に <u>0.02</u> 3を乗じて 得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	時価に <u>0.02</u> 4を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	時価に <u>0.02</u> 3を乗じて 得た額		上空に設けるもの	時価に <u>0.02</u> 4を乗じて 得た額
	その他のもの	時価に <u>0.03</u> 3を乗じて 得た額		その他のもの	時価に <u>0.03</u> 4を乗じて 得た額
備考（略）			備考（略）		

登米市都市公園条例 新旧対照表

改正案		現 行			
第1条～第32条 (略)		第1条～第32条 (略)			
別表第1 (略)		別表第1 (略)			
別表第2 (第10条関係)		別表第2 (第10条関係)			
(1) (略)		(1) (略)			
(2) <u>公園を占有する場合の使用料</u>		(2) <u>公園を占有する場合の使用料</u>			
<u>区分</u>	<u>使用料</u>	<u>占有物件</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>	
<u>登米市道路占有料条例(平成17年登米市条例第198号)別表(以下「別表」という。)に定める占有物件</u>	<u>別表に定める額</u>	<u>第1種電柱</u>	<u>1本につき1年</u>	<u>300円</u>	
		<u>第2種電柱</u>		<u>470円</u>	
		<u>第3種電柱</u>		<u>630円</u>	
		<u>第1種電話柱</u>		<u>270円</u>	
		<u>第2種電話柱</u>		<u>440円</u>	
		<u>第3種電話柱</u>		<u>600円</u>	
		<u>その他の柱類</u>		<u>27円</u>	
		<u>水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</u>		<u>長さ1メートルにつき1年</u>	<u>11円</u>
		<u>外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの</u>			<u>16円</u>
		<u>外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</u>	<u>24円</u>		
<u>別表に定めのない占有物件</u>	<u>市長が別に定める額</u>				

	<u>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</u>		<u>33円</u>
	<u>外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの</u>		<u>49円</u>
	<u>外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの</u>		<u>65円</u>
	<u>外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの</u>		<u>110円</u>
	<u>外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの</u>		<u>160円</u>
	<u>外径が1メートル以上のもの</u>		<u>330円</u>
<u>競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工 作物</u>		<u>占用面積1平方 メートルにつき 1日</u>	<u>7円</u>
<u>広告塔及び看板</u>	<u>一時的に設けるもの</u>	<u>表示面積1平方 メートルにつき 1月</u>	<u>67円</u>
<u>標識</u>		<u>1本につき1年</u>	<u>440円</u>
<u>公衆電話ボックス敷</u>		<u>1台につき1年</u>	<u>540円</u>
<u>1 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料は、市長が定</u>			

める。

- 2 この表に掲げるもの以外の占用物件に係る使用料は、市長が定める。
- 3 使用面積若しくは占用物件の面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 4 使用料の額が年額で定められている占用物件に係る使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められている占用物件に係る使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 5 使用料の額が日額で定められている占用物件に係る使用の期間が1月未満であるときの使用料の額は、この表に定める額により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（円未満切捨て）とする。
- 6 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 7 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに

(3) (略)  
別表第3 (略)

限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

8 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

(3) (略)  
別表第3 (略)

登米市適応指導教室条例 新旧対照表

改正案		現行	
第1条 (略) (名称及び位置)		第1条 (略) (名称及び位置)	
第2条 けやき教室の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 けやき教室の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
登米市けやき教室	<u>登米市中田町上沼字館43番地</u>	登米市けやき教室	<u>登米市中田町上沼字大柳117番地</u>
第3条～第6条 (略)		第3条～第6条 (略)	

登米市企業立地促進条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、企業立地の促進を図るため、市内に事業所を新設等する企業に対し必要な奨励措置を講ずることにより産業の振興と雇用の拡大に寄与し、市民生活の安定と向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業所 製造業及び運輸業_____で規則に定める事業の用に供する施設をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(対象企業者の指定)</p> <p>第4条 市長は、事業所の新設等をしようとする者が、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める要件に該当すると認められるときは、第7条に規定する奨励金等（上水道料金助成金を除く。）の交付</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、企業立地の促進を図るため、市内に事業所を立地__する企業に対し必要な奨励措置を講ずることにより産業の振興と雇用の拡大に寄与し、市民生活の安定と向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業所 製造業、運輸業、情報通信業で規則に定める事業の用に供する施設をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>新規学卒常時雇用従業員 採用時に市内に住所を有し、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校を卒業してから採用までの期間が1年に満たない常時雇用従業員をいう。</u></p> <p>(10) <u>賃借 企業者が市内にその事業の用に供するため、固定資産のうち償却資産を除く資産を借りることをいう。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>(対象企業者の指定)</p> <p>第4条 市長は、事業所の新設等をしようとする者が、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める要件に該当すると認められるときは、第7条に規定する奨励金等（上水道料金助成金を除く。）の交付</p>

を受けることができる企業者として指定することができる。ただし、増設の場合の指定は、1回限りとする。

- (1) 市が造成した工業団地に新設した場合 投下固定資産額が3,000万円以上で、かつ、新設に伴い新たに雇用する常時雇用従業員が5人以上（本市内に住所を有する者3人以上を含む。）
- (2) 市が造成した工業団地以外に新設等した場合 投下固定資産額が1,000万円以上で、かつ、新設等に伴い新たに雇用する常時雇用従業員が2人以上（本市内に住所を有する者1人以上を含む。）

2・3 (略)

第5条～第7条 (略)

(企業立地促進奨励金)

第8条 (略)

2 企業立地促進奨励金の交付額は、新設等に係る固定資産に対して課する固定資産税額に相当する額とする。

3 企業立地促進奨励金の交付期間は、新設等した事業所の操業開始後、最初に固定資産税を課する年度から起算して3年間とする。

を受けることができる企業者として指定することができる。\_\_\_\_\_

- (1) 新設の\_\_\_\_\_場合 投下固定資産額が3,000万円以上で、かつ、新設に伴い新たに雇用する常時雇用従業員が10人以上（うち、市内に住所を有する者5人以上を含む。）
- (2) 移設の\_\_\_\_\_場合 投下固定資産額が3,000万円以上で、かつ、移設に伴い増加する\_\_\_\_\_常時雇用従業員が5人以上（うち、市内に住所を有する者3人以上を含む。）
- (3) 増設の場合 投下固定資産額が1,000万円以上で、かつ、増設に伴い増加する常時雇用従業員が5人以上（うち、市内に住所を有する者3人以上を含む。）
- (4) 賃借の場合 新設等に伴い増加する常時雇用従業員が、新設の場合は10人以上（うち、市内に住所を有する者5人以上を含む。）、移設及び増設の場合は5人以上（うち、市内に住所を有する者3人以上を含む。）

2・3 (略)

第5条～第7条 (略)

(企業立地促進奨励金)

第8条 (略)

2 企業立地促進奨励金の交付額は、次に掲げる額とする。

- (1) 第4条第1項第1号から第3号までに該当する場合 立地に係る固定資産に対して課する固定資産税額の額に相当する額
- (2) 第4条第1項第4号に該当する場合 賃借に係る料金の100分の20に相当する額

3 企業立地促進奨励金は次に掲げる期間交付する。

- (1) 前項第1号に係る企業立地促進奨励金の場合は、立地した事業

(企業立地投資奨励金)

第8条の2 (略)

2 企業立地投資奨励金の交付額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 市が造成した工業団地に新設した場合

ア 投下固定資産額が3,000万円以上で、かつ、新設に伴い新たに雇用する常時雇用従業員が5人以上(市内に住所を有する者3人以上を含む。)の場合は、投下固定資産額又は地方税法第341条第9号に規定する固定資産課税台帳に登録された課税標準額のいずれか少ない額から投下固定資産額を対象として交付された企業立地促進奨励金以外の奨励金その他の給付金を減じて得た額(以下「基礎額」という。)に100分の20を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。

イ 投下固定資産額が5億円以上で、かつ、新設に伴い新たに雇用する常時雇用従業員が10人以上(市内に住所を有する者5人以上を含む。)の場合は、基礎額に100分の20を乗じて得た額とし、2億円を限度とする。

(2) 市が造成した工業団地以外に新設等した場合

ア 投下固定資産額が1,000万円以上で、かつ、新設等に伴い新たに雇用する常時雇用従業員が2人以上(市内に住所を有する者1人以上を含む。)の場合は、基礎額に100分の20を乗じて得た額とし、3,000万円を限度とする。

所の操業開始後、最初に固定資産税を課する年度から起算して3か年度間交付する。

(2) 前項第2号に係る企業立地促進奨励金の場合は、賃借に係る料金の支払いが生じた月から起算して5年間交付する。

(企業立地投資奨励金)

第8条の2 (略)

2 企業立地投資奨励金の交付額は、投下固定資産額に100分の20を乗じて得た額とし、3億円を限度とする。

イ 投下固定資産額が2億円以上で、かつ、新設等に伴い新たに雇用する常時雇用従業員が3人以上（市内に住所を有する者2人以上を含む。）の場合は、基礎額に100分の20を乗じて得た額とし、5,000万円を限度とする。

3 前項の企業立地投資奨励金は、財政状況に応じて5年を限度として、分割して交付することができるものとする。

（用地取得奨励金）

第8条の3 （略）

2 用地取得奨励金の交付額は、市が造成した工業団地の用地取得費に100分の20を乗じて得た額\_\_\_\_\_とする。

第9条 （略）

（上水道料金助成金）

第10条 上水道料金助成金は、規則で定める事業所の新設等をした者が、営業開始日以後操業の用に直接供した上水道料金を支払った場合において、営業開始日の属する月から起算して3年間 交付することができる。ただし、市が造成した工業団地に事業所を新設した場合は、営業開始日の属する月から起算して5年間交付することができる。

2 上水道料金助成金の交付額は、次の各号に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 営業開始日の属する月から起算して36月まで 支払った上水道料金の額（旧事業所を解体し、並びに同一敷地内に新事業所を建設した場合であって、生産能力及び生産面積が共に拡大すると認められるときは、新事業所で支払った上水道料金と旧事業所で営業を行っていた期間中に支払った上水道料金の差額）に100分の30を乗じて得た額とし、1年で500万円を限度とする。

3 前項の企業立地投資奨励金は、財政状況に応じて3年を限度として、分割して交付することができるものとする。

（用地取得奨励金）

第8条の3 （略）

2 用地取得奨励金の交付額は、市が造成した工業団地の用地取得費に100分の20を乗じて得た額とし、1億6,000万円を限度とする。

第9条 （略）

（上水道料金助成金）

第10条 上水道料金助成金は、規則で定める事業所の新設等をした者が、営業開始日以後操業の用に直接供した上水道料金を支払った場合において、営業開始日の属する月から起算して3か年間に限り交付することができる。\_\_\_\_\_

2 上水道料金助成金の額は、支払った上水道料金の額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、旧事業所を解体し、新事業所を同一敷地内に建設し、生産能力及び生産面積が共に拡大すると認められる場合における上水道料金助成金の額は、前項の期間中に支払った上水道料金から旧事業所で営業を行っていた期間中に支払った上水道料金を控除して得た額に100分の30を乗じて得た額とする。

(2) 営業開始日の属する月から起算して37か月から48か月まで 支払った上水道料金の額に100分の20を乗じて得た額とし、1年で300万円を限度とする。

(3) 営業開始日の属する月から起算して49か月から60か月まで 支払った上水道料金の額に100分の10を乗じて得た額とし、1年で100万円を限度とする。

第11条～第18条 (略)

3 前項の規定にかかわらず、1年ごとに交付する上水道料金助成金の額は、500万円を限度とする。

第11条～第18条 (略)